

令和3年度決算

奈井江町の財務書類

(統一的な基準による財務書類4表)

奈井江町

(企画財政課財政係)

令和3年度 奈井江町一般会計財務書類の概要

1. 統一的な基準による財務書類

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政状況が厳しさを増す中、財政の透明性を高める観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報(ストック情報(資産・負債)や見えにくいコスト情報(減価償却費等))を明確にする必要性が高まっており、そのためには、その補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要です。

奈井江町におきましても、総務省から示された、固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類を作成します。

2. 会計の範囲

(1) 一般会計等財務書類

一般会計を対象としています。

(2) 全体財務書類

一般会計に加え、特別会計及び企業会計を対象とし、連結して作成します。連結範囲の会計間で行われている取引については、連結させる際に重複計上となるので、相殺消去します。

(3) 連結財務書類

全体に加え、奈井江町と関係する一部事務組合と広域連合を対象としています。

3. 財務書類の種類

財務書類は、一般的にバランスシートと呼ばれる「貸借対照表」、企業会計では損益計算書とされる「行政コスト計算書」、純資産の動きを表した「純資産変動計算書」、現金の動きを表した「資金収支計算書」の4表から構成されています。

4. 一般会計等財務書類

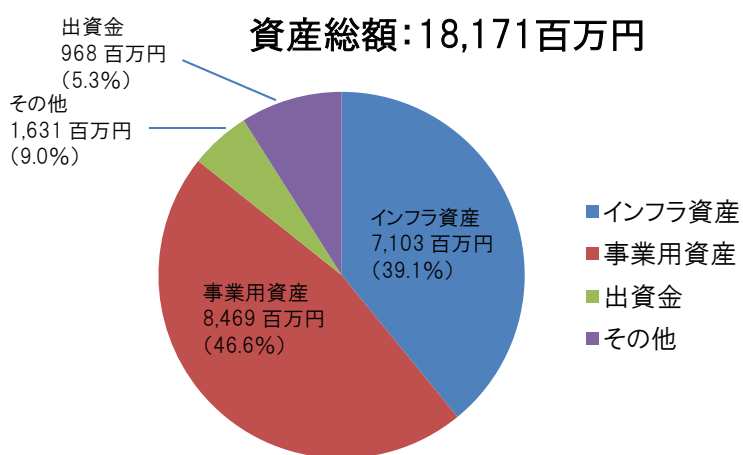
(1) 【貸借対照表】

貸借対照表は、年度末における資産、負債等の状況を表したもので、これまでの行政活動によって形成された建物や土地などの資産と、その資産を形成するための財源がどのように調達されたかを明らかにしたものです。

左側(借方)に「資産」、右側(貸方)にその資産を形成したことにより今後支払いが必要で将来の世代が負担する「負債」と、これまでの世代が負担し今後支払いの必要がない「純資産」で構成されています。

(貸借対照表の概要)

資産総額(A)	18,171 百万円	負債総額(B)	5,062 百万円
流動資産	665 百万円	流動負債	642 百万円
固定資産	17,506 百万円	固定負債	4,420 百万円
		純資産(A-B)	13,109 百万円



【主な資産】

○インフラ資産

主に道路、河川構造物など

土地 50 百万円

建物 3 百万円

工作物 7,050 百万円

○事業用資産

主に公営住宅、学校、公園など

土地 2,285 百万円

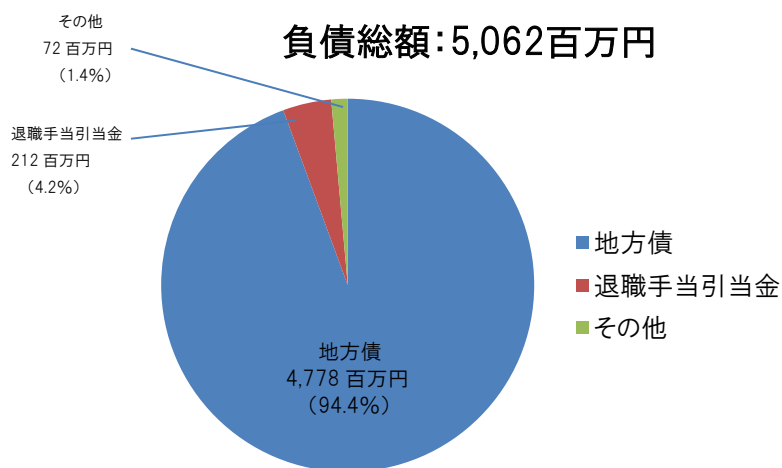
建物 5,867 百万円

令和3年度末の有形固定資産は、15,651 百万円で資産全体の約 86.1%を占めています。このうち、学校や住宅等の公共施設などの事業用資産が 8,469 百万円、道路・橋梁などのインフラ資産が 7,103 百万円です。

投資及び出資金 968 百万円は、中空知広域水道企業団への出資金です。

基金 1,056 百万円の主なものは財政調整基金 506 百万円、地域振興基金 120 百万円、役場庁舎整備基金 278 百万円です。

通常 1 年以内に現金化、費用化が可能である流動資産 665 百万円のうち、主なものは基金 506 百万円で、財政調整基金です。



【主な負債】

○地方債
事業用資産、インフラ資産などの整備等に関する地方債
流動負債 642 百万円
固定負債 4,420 百万円

○退職手当引当金
すべての職員が自己都合退職した場合の退職手当支給見込額

負債 5,062 百万円の主なものは、地方債(令和 5 年度以降償還分)4,199 百万円、1 年内償還予定地方債 579 百万円(令和 4 年度償還分)であり、負債全体の約 94.4%を占めています。

純資産は、資産総額から負債総額を差し引いた額で、これまでの世代が負担し、将来の返済や支出のない資産で、総額は 13,109 百万円あります。

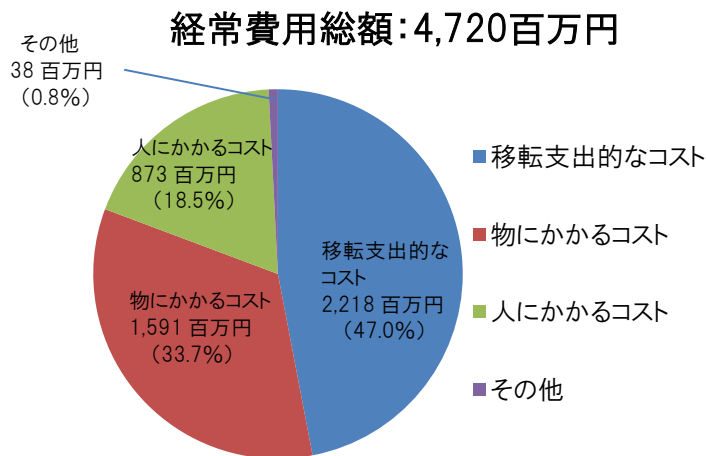
(2)【行政コスト計算書】

行政コスト計算書は、町が1年間に提供した行政サービスに要したコストと、その行政サービスの対価として得られた使用料などの収入との対比を明らかにしたものです。

貸借対照表が過去からの経済活動結果を示すものであると対照的に、人的なサービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスに係るコスト(行政コスト)を把握したものです。

(行政コスト計算書の概要)

経常収益(A)	276 百万円	経常費用(B)	4,720 百万円
	経常収支差額(A-B)①		▲4,444 百万円
臨時利益(C)	— 百万円	臨時損失(D)	9 百万円
	特別収支差額(C-D)②		▲9 百万円
	当年度収支差額(①+②)		▲4,453 百万円



【主な費用】

○移転支出的なコスト

町民や他団体等の支出に対する給付・補助など

繰出金 682 百万円

補助金等 1,178 百万円

○物にかかるコスト

公共施設の運営費や補修費など

物件費 875 百万円

減価償却費 701 百万円

○人にかかるコスト

行政サービスを担う職員の給与など

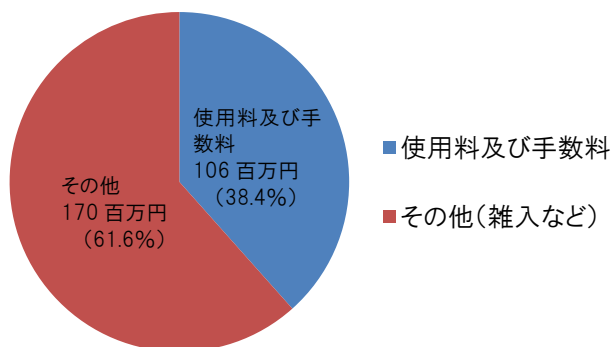
人件費 873 百万円

経常費用 4,720 百万円のうち、約 53%が人件費や物件費などの業務費用、残り 47%が補助金や社会保障給付、他会計への繰出金などの移転費用です。

業務費用のうち、物件費等 1,591 百万円の主なものは、除排雪・ごみ処理・道路維持管理に要する経費などです。

移転費用 2,218 百万円のうち、他会計への繰出金 682 百万円の主なものは、病院事業会計 369 百万円、下水道事業会計 234 百万円、補助金等 1,178 百万円の主なものは、砂川地区広域消防組合負担金 144 百万円、空知中部広域連合負担金 131 百万円、北海道後期高齢者医療広域連合負担金 83 百万円、多面的機能支払交付金 71 百万円、砂川地区保健衛生組合負担金 47 百万円、中山間地域等直接支払交付金 44 百万円、行政情報システム負担金 42 百万円、定住促進助成金 41 百万円です。

経常収益総額:276百万円



【主な収益】

○使用料及び手数料

住宅使用料 60 百万円

ごみ処理手数料 18 百万円

○その他(雑入など)

事業関連雑収入 16 百万円

地域支援事業収入 85 百万円

経常収益 276 百万円の主なものは、住宅使用料 60 百万円やごみ処理手数料 18 百万円、雑入 116 百万円です。

経常費用総額から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、4,444 百万円です。

臨時損失や臨時利益などを差し引いた純行政コストは、4,453 百万円です。

(3)【純資産変動計算書】

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したかを表している計算書です。

貸借対照表の純資産の部は、これまでの世代が負担してきた部分であり、世代間の負担の増減がわかります。

令和3年度の純行政コスト▲4,453 百万円に対し、税込等 3,633 百万円、国や道等からの補助金 946 百万円を充当した結果、純資産の本年度差額は 126 百万円となりました。

純資産内部での変動のうち、有形固定資産等の増加 344 百万円の主なものは、体育館大規模改修 131 百万円、庁舎建設 61 百万円、文化ホール調光装置改修 46 百万円、桜ヶ丘団地屋上防水改修 33 百万円、ロータリ除雪車更新 21 百万円、道路改修 17 百万円、健康遊具新設 11 百万円です。

貸付金・基金等の増加 338 百万円の主なものは、財政調整基金の積立 184 百万円、減債基金の積立 33 百万円、庁舎整備基金の積立 30 百万円、地域振興基金の積立 35 百万円、公共施設整備等基金の積立 15 百万円、農業担い手育成基金の積立 15 百万円です。

貸付金・基金等の減少 59 百万円の主なものは、農業担い手育成基金繰入金 16 百万円、庁舎整備基金繰入金 10 百万円、地域振興基金繰入金 5 百万円、公共施設整備等基金繰入金 5 百万円です。

以上の増減により令和3年度の1年間で過去の世代が負担した税金や国・道等からの補助金で取得した純資産は 278 百万円減少し、令和3年度末の残高は 13,109 百万円となりました。

(4)【資金収支計算書】

資金収支計算書は、行政活動を歳計現金(=資金)の流れから見たものであり、会計年度内

における資金の増減内訳を示しています。「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3つの区分を用いて表示することにより、行政活動別の資金収支を明確にしています。

業務活動収支のうち、支出の主なものは、人件費 879 百万円、補助金等 1,178 百万円、他会計への繰出金 682 百万円、収入の主なものは税金等 3,631 百万円です。

投資活動収支のうち、支出の主なものは、公共施設等の整備に係る支出 344 百万円、基金への積立 315 百万円、収入の主なものは、基金の取崩し 39 百万円です。

財務活動収支のうち、収入は地方債の発行による収入 463 百万円、支出は地方債の償還 586 百万円です。これにより地方債の残高は 123 百万円減少しました。